心神喪失者等医療観察法
指定入院医療機関について

- 精神保健福祉法外ではあるが指定入院医療機関の病床は現行の当該病院病床数内にとどめること
- 指定入院医療機関となる国公立病院は精神保健福祉法内においても後方支援病院としての役割を果たすべき
- 指定入院医療機関とならない国公立病院もその役割を果たすべき

資料8－13